

富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例の制定について

1 改正経緯

社会保障の安定財源の確保等を図る税制の抜本的な改革を行うための消費税法の一部を改正する等の法律などの制定により、消費税法及び地方税法の一部が改正されることに伴い、所要の改正を行うもの。

2 改正内容

消費税及び地方消費税の税率が8%から10%に引き上げられることに伴い、下水道使用料、水道事業の加入申込金及び水道料金について2%相当額の引上げを行う。

3 施行期日

この条例は、令和元年10月1日から施行する。

富士見市下水道条例及び富士見市水道事業給水条例の一部を改正する条例

(第1条関係) 富士見市下水道条例(昭和56年条例第36号)新旧対照表

新	旧
<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 使用料は、毎使用月(使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月をいう。)において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(略)</p>	<p>(使用料の算定方法)</p> <p>第19条 使用料は、毎使用月(使用料徴収の便宜上区分されたおおむね1月をいう。)において使用者が排除した汚水の量に応じ、次の表に定めるところにより算定した額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p> <p>(略)</p>

(第2条関係) 富士見市水道事業給水条例(昭和62年条例第8号)新旧対照表

新	旧
<p>(加入申込金)</p> <p>第5条 給水装置の新設又は改造(水道メーターの口径を増す場合に限る。)の申込みをしようとする者は、別表第1に定める口径の区分に応じた額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額を加入申込金として市長に納付しなければならない。</p> <p>2 市長が別に定める特殊集合住宅の受水槽又は増圧ポンプ以下の給水用具の新設又は改造の申込みをしようとする者は、別表第1に定める口径の区分に応じた金額にその戸数を乗じ、かつ、<u>100分の110</u>を乗じて得た額を加入申込金として市長に納付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、次条に基づく使用水量につき別表第2に定めるところにより算定した基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の110</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>	<p>(加入申込金)</p> <p>第5条 給水装置の新設又は改造(水道メーターの口径を増す場合に限る。)の申込みをしようとする者は、別表第1に定める口径の区分に応じた額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加入申込金として市長に納付しなければならない。</p> <p>2 市長が別に定める特殊集合住宅の受水槽又は増圧ポンプ以下の給水用具の新設又は改造の申込みをしようとする者は、別表第1に定める口径の区分に応じた金額にその戸数を乗じ、かつ、<u>100分の108</u>を乗じて得た額を加入申込金として市長に納付しなければならない。</p> <p>3・4 (略)</p> <p>(料金)</p> <p>第25条 料金は、次条に基づく使用水量につき別表第2に定めるところにより算定した基本料金及び超過料金の合計額に<u>100分の108</u>を乗じて得た額とする。ただし、当該額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。</p>